

参考

一 医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）（抄）

医師法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照表（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行 法
<p>（医師免許の申請手続）</p> <p>第一条の三（略）</p> <p>2 令第三条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 戸籍謄本又は戸籍抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第一項及び第四条において同じ。）として出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写しとする。）</p>	<p>（医師免許の申請手続）</p> <p>第一条の三（略）</p> <p>2 令第三条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 戸籍謄本又は戸籍抄本</p>

三・四 (略)

3・4 (略)

(医籍の訂正の申請手続)

第三条 令第五条第二項の医籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び同条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

2 (略)

(免許証の書換交付の申請手続)

第四条 令第八条第二項の免許証の書換交付の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び同条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

(免許証の再交付の申請手続)

第四条の二 令第九条第二項の申請書には、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（

三・四 (略)

3・4 (略)

(医籍の訂正の申請手続)

第三条 令第五条第二項の医籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本を添えなければならない。

2 (略)

(免許証の書換交付の申請手続)

第四条 令第八条第二項の免許証の書換交付の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本を添えなければならない。

(新設)

中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の二各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。）を添えなければならない。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（歯科医師免許の申請手続）

第一条の三 （略）

2 令第三条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

一 （略）

一 戸籍謄本又は戸籍抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者）以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第一項及び第四条において同じ。）として出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。）

三・四 （略）

三・四 （略）

（歯科医師免許の申請手続）

第一条の三 （略）

2 令第三条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

一 （略）

二 戸籍謄本又は戸籍抄本

(歯科医籍の訂正の申請手続)

第三条 令第五条第二項の歯科医籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び同条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

2 (略)

(免許証の書換交付の申請手続)

第四条 令第八条第二項の免許証の書換交付の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び同条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

(免許証の再交付の申請手続)

第四条の二 令第九条第二項の申請書には、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分

(歯科医籍の訂正の申請手続)

第三条 令第五条第二項の歯科医籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本を添えなければならない。

2 (略)

(免許証の書換交付の申請手続)

第四条 令第八条第二項の免許証の書換交付の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本を添えなければならない。

(新設)

を証する書類の写し。) を添えなければならぬ。

三 診療放射線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（免許の申請手続）

第一条の三 （略）

2 令第一条の二の規定により、前項の申請書に添えなければならぬ書類は、次のとおりとする。

一 戸籍の謄本又は抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項及び第四条の二第二項において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。）

二 （略）

（免許の申請手続）

第一条の三 （略）

2 令第一条の二の規定により、前項の申請書に添えなければならぬ書類は、次のとおりとする。

一 戸籍謄本又は戸籍抄本

（傍線部分は改正部分）

（診療放射線技師籍の訂正の申請手続）

第三条 （略）

（診療放射線技師籍の訂正の申請手続）

第三条 （略）

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第一条の四第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の二各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

（免許証の書換え交付の申請）

第四条の二（略）

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本を添えなければならない。

（免許証の書換え交付の申請）

第四条の二（略）
(新設)

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

（免許証の再交付の申請）

第五条（略）

（免許証の再交付の申請）

第五条（略）

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。）を添えなければならない。

3
(略)

（傍線部分は改正部分）

（保健師免許、助産師免許及び看護師免許の申請手続）

改 正 案

現 行

（保健師免許、助産師免許及び看護師免許の申請手続）

第一条の三 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号。以下「令」という。）第一条の三第一項の保健師免許の

申請書にあつては第一号様式によるものとし、助産師免許の申請書にあつては第一号の二様式によるものとし、看護師免許の申請書にあつては第一号の三様式によるものとする。

2 令第一条の三第一項の規定により、前項の申請書に添えなければならぬ書類は、次のとおりとする。

一 保健師免許の申請にあつては、保健師国家試験及び看護師國家試験の合格証書の写

二 助産師免許の申請にあつては、助産師国家試験及び看護師國家試験の合格証書の写

三 看護師免許の申請にあつては、看護師国家試験の合格証書の写

四 戸籍謄本又は戸籍抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成

（保健師免許、助産師免許及び看護師免許の申請手続）

第一条の三 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号。以下「令」という。）第一条の三第一項の保健師免許の

申請書にあつては第一号様式によるものとし、助産師免許の申請書にあつては第一号の二様式によるものとし、看護師免許の申請書にあつては第一号の三様式によるものとする。

2 令第一条の三第一項の規定により、前項の申請書に添えなければならぬ書類は、次のとおりとする。

一 保健師免許の申請にあつては、保健師国家試験及び看護師國家試験の合格証書の写

二 助産師免許の申請にあつては、助産師国家試験及び看護師國家試験の合格証書の写

三 看護師免許の申請にあつては、看護師国家試験の合格証書の写

四 戸籍謄本又は戸籍抄本

三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。)にあつては住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条及び第五条の三において同じ。)とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。)

3・4 (略)

五 (略)

(籍の訂正の申請書に添付する書類)

第五条 令第三条第四項の籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同条第一項、第二項又は第三項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同条第一項、第二項又は第三項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

(免許証の書換交付の申請書に添付する書類)

第五条の三 令第六条第三項の免許証の書換交付の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び同条第一項又は第二項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同条第一項又は第二項の

第五条 令第三条第四項の籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本を添えなければならない。

(籍の訂正の申請書に添付する書類)

(新設)

申請の事由を証する書類とする。) を添えなければならない。

(免許証の再交付の申請書に添付する書類)

第五条の四 令第七条第四項の免許証の再交付の申請書には、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。)を添えなければならない。

(新設)

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（免許の申請手続）

第一条の三 （略）

2 令第一条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次の通りとする。

一 （略）

二 戸籍の謄本又は抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項及び第四条の二第二項において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写しとする。）

（免許の申請手続）

第一条の三 （略）

2 令第一条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次の通りとする。

一 （略）

二 戸籍とう本又は戸籍抄本

（名簿の訂正の申請手続）

（名簿の訂正の申請手続）

第三条 令第三条第二項の名簿の訂正の申請書は、様式第一号の二によるものとする。

第三条 令第三条第一項の名簿の訂正の申請書は、様式第一号の二によるものとする。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

（免許証の書換え交付申請）

第四条の二 （略）

第四条の二 （略）
（新設）

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

（免許証の再交付申請）

第四条の三 （略）

第四条の三 （略）
（新設）

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。

（免許証の書換え交付申請）

第四条の二 （略）
（新設）

3) を添えなければならぬ。
(略)

2)
(略)

六 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（免許の申請手続）

第一条の四 （略）

2 令第一条の規定により、臨床検査技師の免許を受けようとする者が前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

- 一 戸籍の謄本又は抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第二条の二第二項及び第三条の二第二項において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写しとする。）

二 （略）

（免許の申請手続）

第一条の四 （略）

2 令第一条の規定により、臨床検査技師の免許を受けようとする者が前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

- 一 戸籍の謄本又は抄本

（名簿の訂正の申請手続）

第二条の二 （略）

（名簿の訂正の申請手続）

第二条の二 （略）

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第三条第一項の申請の事由を

証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

（免許証の書換交付申請）

第三条の二（略）

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

（免許証の再交付申請）

第三条の三（略）

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。）を添えなければならない。

3（略）

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本を添えなければならない。

（免許証の書換交付申請）

第三条の二（略）

（新設）
（免許証の再交付申請）

第三条の三（略）

2（略）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（免許の申請手続）

第一条 （略）

2 令第三条の規定により前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

- 一 戸籍の謄本又は抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項及び第五条第一項において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者があつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。）

現 行

（免許の申請手続）

第一条 （略）

2 令第三条の規定により前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

- 一 戸籍の謄本又は抄本

二 一四 （略）
3 （略）

(薬剤師名簿の訂正の申請手続)

第三条 (略)

2| 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

3| 第一項の申請書には、登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

2| 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第八条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

3| (略)

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

(薬剤師名簿の訂正の申請手続)

第三条 (略)

(新設)

2| 前項の申請書には、登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

3| 2| (略)

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

2| 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し

住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。）を添えなければならない。

4| 3|
(略)

3| 2|
(略) (略)

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（免許の申請手続）	（免許の申請手続）
第一条の三 （略）	第一条の三 （略）
2 令第一条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。	2 令第一条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。
一 戸籍の謄本又は抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成二年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。）	一 戸籍の謄本又は抄本
二・三 （略）	二・三 （略）
（名簿の訂正の申請手続）	（名簿の訂正の申請手續）
第三条 令第三条第二項の理学療法士名簿又は作業療法士名簿の訂正	第三条 令第三条第一項の理学療法士名簿又は作業療法士名簿の訂正

の申請書は、様式第一号によるものとする。

2

前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

（免許証の書換え交付申請）

第五条
（略）

2| 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

（免許証の再交付申請）

第六条
（略）

2| 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。）を添えなければならない。

の申請書は、様式第一号によるものとする。

2

前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本を添えなければならない

（免許証の書換え交付申請）

第五条
（新設）

（免許証の再交付申請）

第六条
（略）

3

(略)

2

(略)

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（法第四条第三号の厚生労働省令で定める者）

第一条 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号。以下「法」という。）第四条第三号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により視能訓練士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（障害を補う手段等の考慮）

第一条の二 厚生労働大臣は、視能訓練士の免許の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

（免許の申請手続）

第一条の三 （略）

2 令第一条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

（法第四条第二号の厚生労働省令で定める者）

第一条 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号。以下「法」という。）第四条第三号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により視能訓練士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（障害を補う手段等の考慮）

第一条の二 厚生労働大臣は、視能訓練士の免許の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

（免許の申請手続）

第一条の三 （略）

2 令第一条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

一 戸籍の謄本又は抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。）

- 二 （略）
- （名簿の訂正の申請手続）
- 第三条 令第三条第二項の名簿の訂正の申請書は、様式第一号によるものとする。
- 2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

（免許証の書換え交付申請）

第五条 （略）

一 戸籍の謄本又は抄本

- 第三条 令第三条第一項の名簿の訂正の申請書は、様式第一号によるものとする。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本を添えなければならない。

（免許証の書換え交付申請）

第五条 （略）

2

前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

（免許証の再交付申請）

第六条

（略）

（新設）

（免許証の再交付申請）

第六条

（略）

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。）を添えなければならない。

3
（略）

2
（略）

十 臨床工学技士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（法第四条第二号の厚生労働省令で定める者）

第一条 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号。以下「法」という。）第四条第三号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により臨床工学技士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（免許の申請）

第一条の三（略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 戸籍の謄本又は抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の二）に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき

日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項及び第六条第二項において同じ。）

（法第四条第三号の厚生労働省令で定める者）

第一条 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号。以下「法」という。）第四条第三号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により臨床工学技士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（免許の申請）

第一条の三（略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 戸籍の謄本又は抄本

とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写しとする。)

二 (略)

(名簿の訂正)

第三条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第六条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第一号による申請書に免許証及び戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第六条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第一号による申請書に免許証を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(名簿の訂正)

第三条 (略)

(免許証の再交付申請)

(免許証の再交付申請)

第七条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第五号による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3～5 (略)

第七条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第五号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3～5 (略)

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（免許の申請）

第一条の三 （略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 戸籍の謄本又は抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第一項及び第六条第二項において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写しとする。）

二 （略）

（名簿の訂正）

第二条 （略）

- 2 前項の申請をするには、様式第一号による申請書に戸籍の謄本又

（免許の申請）

第一条の三 （略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 戸籍の謄本又は抄本

二 （略）

（名簿の訂正）

第二条 （略）

- 2 前項の申請をするには、様式第一号による申請書に戸籍の謄本又

は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び

同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第

十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書

類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、こ

れを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（免許証の書換え交付申請）

第六条 （略）

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に免許証及び戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（免許証の再交付申請）

第七条 （略）

2 前項の申請をするには、様式第五号による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。）を添え、これを厚生労働大臣に提

は抄本を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（免許証の書換え交付申請）

第六条 （略）

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に免許証を添えこれを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（免許証の再交付申請）

第七条 （略）

2 前項の申請をするには、様式第五号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

出しなければならない。

3～5
(略)

3～5
(略)